

第49回
北九州市地域公共交通会議

資 料

令和7年8月5日

北九州市都市戦略局都市交通政策課

協議事項

北九州空港におけるタクシーによる営業区域外旅客運送の実施について

1 趣旨

北九州空港においては、一部の時間帯においてタクシーの供給体制が不十分な状況が続いており、空港利用者の円滑な移動手段の確保が課題となっている。この状況を解消するためには、北九州空港におけるタクシーによる営業区域外旅客運送の実施が必要であり、道路運送法第20条第1項第2号の規定に基づき関係者との協議が求められることから、北九州市地域公共交通会議において書面協議を行うもの。

2 関連法令等

- ・道路運送法第20条第1項第2号
- ・道路運送法施行規則第18条の2第1項第2号
- ・国自旅第161号 平成18年 9月15日付通達
地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について
〔別紙〕地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン 3. (4)

3 背景および必要性

(1) 北九州空港の特性

北九州空港は九州・中四国において唯一 24 時間運用、そして貨物定期便が就航する海上空港であり、ビジネス・観光双方にとって重要な交通拠点となっている。しかしながら、空港アクセスにおけるエアポートバスの本数には限りがあり、また、タクシーについては時間帯等により供給体制に不均衡が生じている。

(2) 営業区域制度の制約

北九州空港島は、小倉南区（北九州交通圏）と苅田町（京築交通圏）にまたがっており、両交通圏に属するタクシーが空港内で待機可能な取扱いとなっている。しかしながら、現行の道路運送法に基づき、営業区域外において旅客を乗車させることは原則禁止されており（いわゆる「区域外発着」の制限）、運行については以下のような制約がある。

- ・北九州交通圏所属タクシー
空港から北九州交通圏内外への輸送が可能
- ・京築交通圏所属タクシー
空港から京築交通圏内のみ輸送可能であり、北九州交通圏及び中津市、別府市等への輸送は不可

このため、北九州交通圏所属タクシーの待機が皆無で、京築交通圏所属タクシーが待機していたとしても、京築交通圏内への輸送しかできないという制限が生じており、空港全体としてのタクシー供給に柔軟性を欠く一因となっている。

(3) 広域的な移動需要の高まり

コロナ禍を経て、観光や経済活動が再び活発化する中、地域間を越えた柔軟な移動手段の整備が一層求められている。

特に空港アクセスにおいては、北九州空港同様、伊丹空港においても複数の交通圏にまたが

って立地しているケースもあり、現行の営業区域制度では対応に限界がある。このため、複数交通圏をまたいだ運行の許容が不可欠であり、営業区域外旅客運送の導入は北九州空港におけるタクシー利用者に対して極めて重要かつ必要性が高いといえる。

(4) 必要性の検証

北九州タクシー協会が実施した「北九州空港タクシー乗場実態調査」（別添）によると、時間帯によっては濃淡はあるものの、北九州交通圏所属タクシーに関して待機車両数を上回る利用者が発生している状況が散見される。

一方で、京築交通圏所属タクシーに関しても、一部時間帯においては待機車両数を上回る利用者が発生しており、その際は北九州交通圏所属タクシーが待機していればその輸送を担うことは可能である。

以上の状況を踏まえると、北九州交通圏所属のタクシーが空港に待機していない場合に限り、京築交通圏所属のタクシーが北九州交通圏内外への営業区域外旅客運送を実施できるようにすることは、利用者の利便性確保に大きく寄与するものと考えられる。

この対応は、突発的な需要が発生する航空機のダイバート（目的地変更）時に、営業区域にかかわらず臨時的な運送が認められるケースと同様に実情に即した柔軟な運用であり、空港利用者の需要に的確に応え、円滑な輸送を実現するために有効であると考えられる。

4 営業区域外旅客運送の対象となる地域

北九州市小倉南区空港北町6番地内（北九州空港）

5 営業区域外旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者

・京築交通圏

(1) 太陽交通(株)

(2) 北九州第一交通(株)京築営業所

6 運送条件及び適用運賃

本件に関しては交通圏毎に運賃が異なるため、利用者の利便を損なわなれないように十分に配慮する必要がある。そのため、営業区域外旅客運送を行う京築交通圏所属のタクシー事業者に対しては、「北九州空港発において、北九州交通圏に所属するタクシー車両の待機が確認されない場合に限り」との運送条件を付したうえ、その運送を認めることとし、運賃については「福岡ブロック」の運賃をそのまま適用するものとした。したい。

7 利用者への周知

「北九州方面乗り場に待機中のタクシーがない場合は、行橋・豊前方面乗り場のタクシーをご利用いただける」旨を、北九州空港のタクシー乗り場標柱に掲示する。

8 営業区域外旅客運送を行う時間帯及び期間

・時間帯：終日（概ね航空機発着時間帯）

・期間：九州運輸局長が認める日から2年間

資料編

令和6年12月24日

福岡運輸支局長 様

(一社) 北九州タクシー協会
会長 田中 亮一郎

《要望書》

北九州空港構内タクシー乗場における京築交通圏タクシーの区域拡張に係る
小倉・福岡方面の運送について

《要望》

北九州空港構内タクシー乗場において、旅客輸送の利便性確保とタクシー不足の解消を伴い、移動ニーズへの対応強化を取り計らうため、道路交通法第20条第2項に定める「関係者団体において区域外運送が必要であることに協議が調った場合」として京築交通圏タクシーに関し営業区域外旅客運送を特例として認めて頂くことを要望します。

《理由》

当区域においては、苅田町が隣接される過疎地域であるため昼夜・深夜に限らず、北九州交通圏タクシーの不足や配車遅延が発生しているなか京築タクシーが待機されている事で利用者の不信感や効率の利便性に不満を感じている旅客に対し、北九州タクシー協会としては、1台でも多くの利用者に効率的な輸送且つ速やかな対応を行う事で、安全・安心な輸送が期待できると考えます。一方、緊急災害時での「ダイバート等の発生時」においても京築交通圏タクシーを活用することで、不足車両を回避する体制も構築しております。つきましては平常時におきましても有効な手段として、小倉・福岡方面の輸送が円滑に運ぶ事が可能とされますので、京築交通圏タクシーの輸送を認めて頂きますようお願い致します。当該の事案に対しては、北九州タクシー協会会員一丸となって対応していく所存ですので、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

北九州タクシー協会による調査結果概要

【調査結果※】

KKJ 着	月 6/30, 7/7		火 7/8		水 7/9		木 7/10		金 7/11		土 7/5		日 7/6	
	北	京	北	京	北	京	北	京	北	京	北	京	北	京
9:20	○	▲			○	○					○	○		
9:55	○	▲			○	○					○	○		
10:55	○	▲			○	○					▲	○		
12:55	○	○			○	○					▲	○		
15:25	○	○	○	○			○	○					○	○
15:45	○	○	○	○			○	○					○	○
17:10			○	○			○	○					○	○
17:40			○	○			▲	○					○	○
18:55			▲	○			▲	○					○	○
20:05							○	○	○	○			○	○
20:30									○	○			○	○
22:10									○	○	○	○	○	○
22:40									▲	○	▲	○	▲	○
23:10									▲	○	▲	○	▲	○
23:40									▲	○	▲	○	○	○

※協会から入手した調査結果を市が一覧にしたもの。
※▲は待機車両数が待機人数よりも少ないことを示す

【結果概要】

(1) 平日について

- ・午前、午後と交互に毎日調査を実施。
- ・主に夕方不足が判明。

(2) 週末について

- ・朝夜、昼夜と傾向を把握するために部分的に調査を実施。
- ・夜間が一貫して不足していることが判明。
- ・土曜日も午前一部不足が見受けられる。

北九州空港 タクシー乗り場 現況



標柱を境に、左側：行橋・豊前方面ゆき（京築交通圏）
右側：北九州方面ゆき（北九州交通圏）

タクシー営業区域（交通圏）

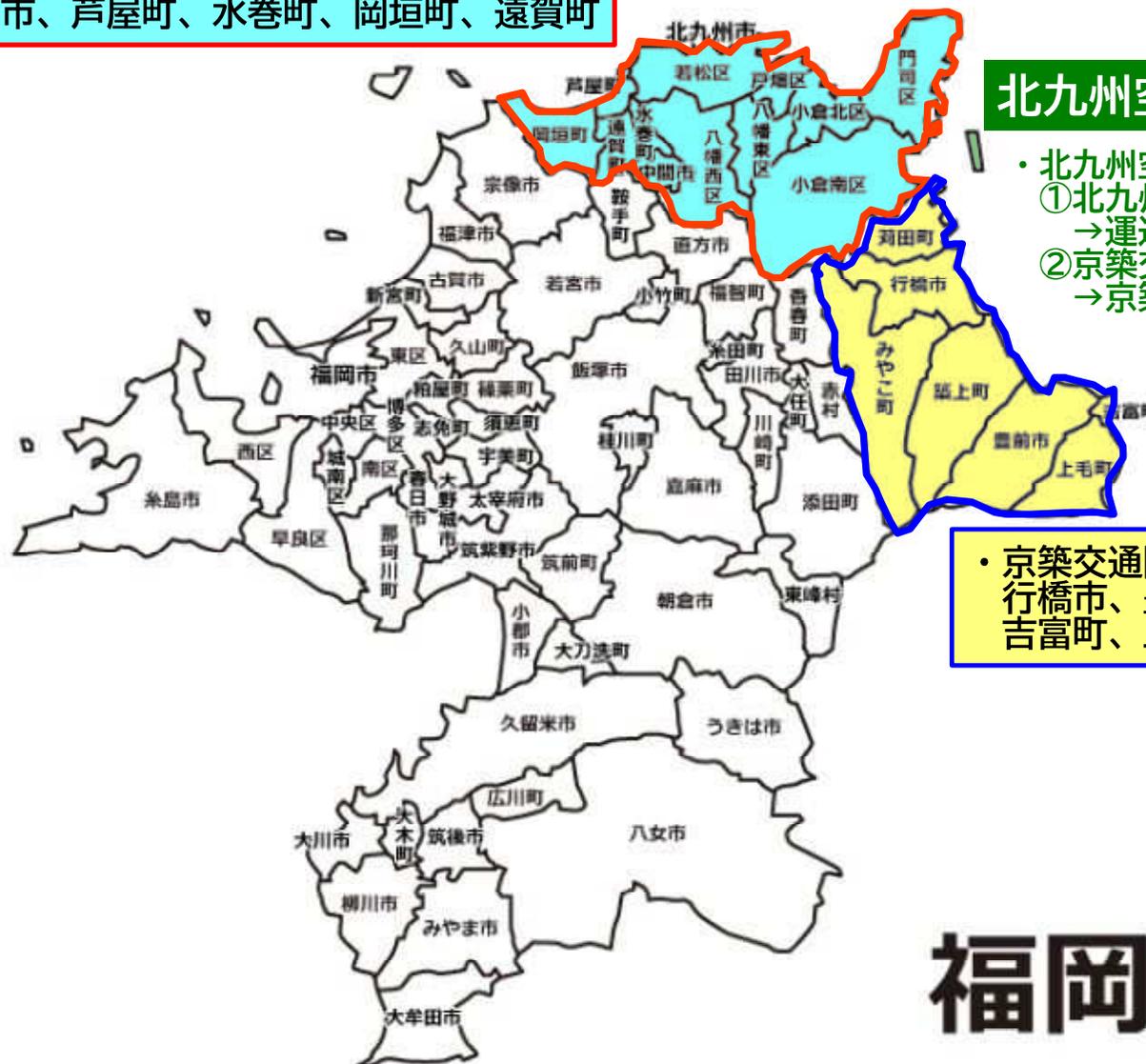
北九州交通圏

北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町

北九州空港

北九州市
小倉南区空港北町6番地内

- ・北九州空港での取扱い
- ①北九州交通圏の事業者
→ 運送範囲の制限なし
- ②京築交通圏の事業者
→ 京築交通圏へのみ運送可



京築交通圏

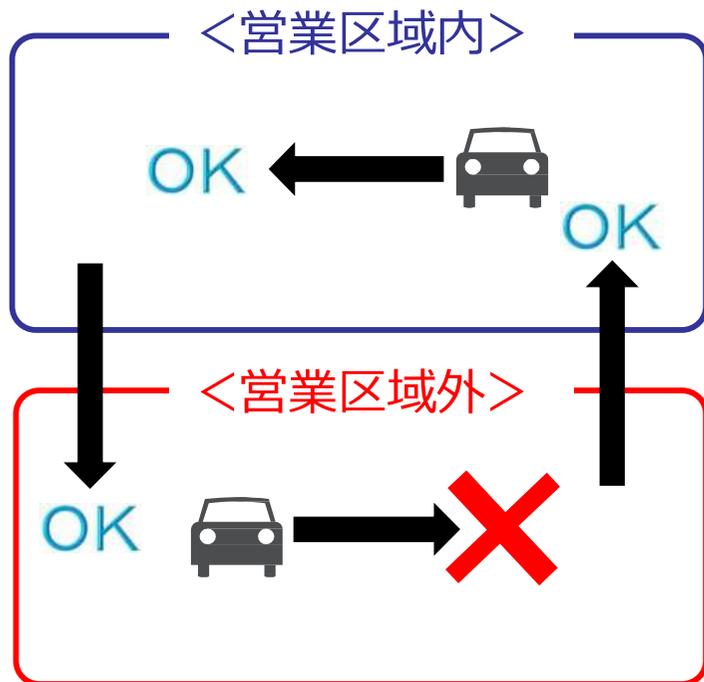
行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町
吉富町、上毛町、築上町

福岡県

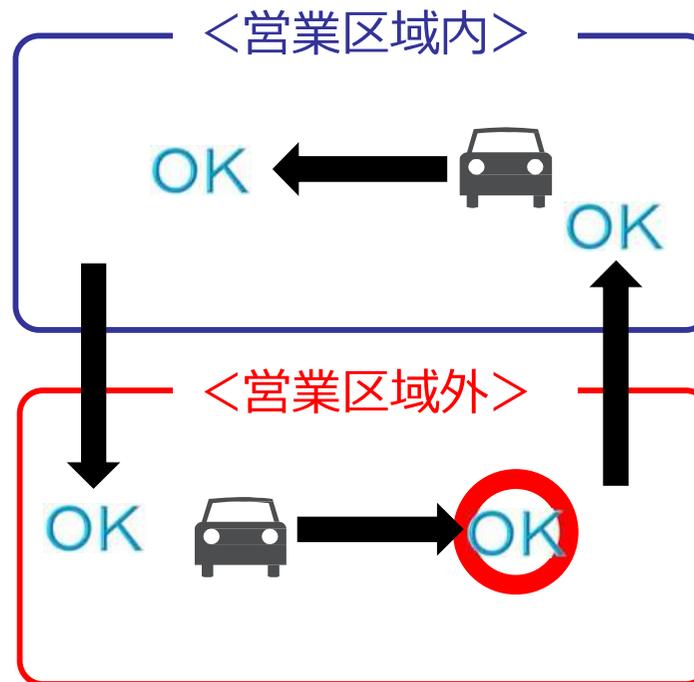
タクシーには、タクシーの需給量を調整する目的で定められた「営業区域」（運送が行える区域）が指定されており、営業区域ごとに運賃・料金が定められている。
乗車地と降車地のいずれかが営業区域内であれば問題はないが、乗車地・降車地の両方が区域外の場合は、区域外旅客運送となり罰則の対象となる。
なお、区域外旅客運送の依頼をタクシー事業者が断っても乗車拒否にはあたらない。

- ・原則、営業所がある地域に営業区域は限定されています。
- ・乗車地と降車地のどちらもが営業区域外にある運送はできません。

通常



今回の取組



○道路運送法

（禁止行為）

第二十条

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

○道路運送法施行規則

（営業区域外旅客運送の禁止の特例）

第十八条の二

法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合

二 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

（法第二十条第二号の関係者）

第十八条の三

法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする

●地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方

[別紙] 地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン

3. 協議を行うに当たっての具体的指針

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項

既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等を協議事項とすることができる。

なお、法第20条第2号の協議を行う場合には、次の事項について協議するものとする。

- ① 営業区域外旅客運送の必要性
- ② 営業区域外旅客運送の対象となる地域
- ③ 営業区域外旅客運送を行う事業者
- ④ 営業区域外旅客運送を行う期間
- ⑤ その他必要な事項

運賃改定のお知らせ

北九州交通圏

平素はタクシーをご利用いただき、ありがとうございます。
 この度、運賃料金の改正に伴い7月22日より下記のとおり運賃及び料金の適用を実施させていただきます。
 私どもは、今後とも安全輸送とサービスの向上に努力してまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

新 運 賃 表

実施日: 令和7年7月22日

		車 種	距 離		運 賃	
距 離 制 運 賃	初乗運賃	特定大型車	最初の 1, 214メートルまで		860円	
		大 型 車	最初の 1, 218メートルまで		790円	
		普 通 車	最初の 1, 094メートルまで		700円	
	加算運賃	特定大型車	193メートルまでを増すごとに		90円	
		大 型 車	191メートルまでを増すごとに		90円	
		普 通 車	253メートルまでを増すごとに		80円	
	時 間 制 運 賃	時間距離 併用運賃	車 種	限 界 速 度		運 賃
			特定大型車	時速10キロメートル以下の 運行時間について	1分10秒ごとに	90円
			大 型 車		1分10秒ごとに	90円
普 通 車			1分35秒ごとに		80円	
待 料 金	車 種	時 間		運 賃		
	特定大型車	1分10秒ごとに		90円		
	大 型 車	1分10秒ごとに		90円		
	普 通 車	1分35秒ごとに		80円		
時 間 制 運 賃	車 種	時 間		運 賃		
	特定大型車	30分までごとに		3, 900円		
	大 型 車	30分までごとに		3, 630円		
	普 通 車	30分までごとに		2, 570円		
深夜早朝割増		22時から5時まで…… 2割増				
身体障害者等割引運賃		(1)身体障害者割引……1割引				
		(2)知的障害者割引……1割引				
		(3)精神障害者割引……1割引				
遠 距 離 割 引		特定大型車は15, 000円を超える部分につき……1割引				
		大型車・普通車は9, 000円を超える部分につき……1割引				
迎 車 回 送 料 金		迎車回送距離が2キロメートルを超える場合は発車地点から2キロメートルの地点を距離制運賃の起算点とする。 ただし、2キロメートル未満の回送料は収受しない。				

令和7年7月22日 (一社)北九州タクシー協 TEL:(093)551-6784
 (会社名)

タクシーご利用の皆様へ

京築交通圏

平素はタクシーをご利用いただき、ありがとうございます。

令和6年10月1日から九州運輸局長の認可を受けまして、下記の運賃及び料金の適用を実施させていただきますことになりました。

今後ともお客様に、安全で快適なサービスを提供し、公共交通機関の使命達成に努力してまいりますので、引き続きご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

記

新運賃・料金表

令和6年10月1日改定

運賃種別			福岡B地区（京築交通圏）	
			距離	運賃・料金
普通車	距離制運賃	初乗	970mまで	590円
		加算	265mまで増す毎に	80円
	時間距離併用運賃		時速10km以下の走行時 1分40秒毎に	80円
	時間制運賃		30分まで毎に	2,380円
	待料金		1分40秒毎に	80円
大型車	距離制運賃	初乗	1,106mまで	660円
		加算	197mまで増す毎に	90円
	時間距離併用運賃		時速10km以下の走行時 1分15秒毎に	90円
	時間制運賃		30分まで毎に	3,390円
	待料金		1分15秒毎に	90円
特定大型車	距離制運賃	初乗	1,130mまで	720円
		加算	185mまで増す毎に	90円
	時間距離併用運賃		時速10km以下の走行時 1分10秒毎に	90円
	時間制運賃		30分まで毎に	3,520円
	待料金		1分10秒毎に	90円
深夜・早朝割増運賃			22時から5時まで	2割増
公共的割引			身体障害者割引・知的障害者割引・精神障害者割引・運転免許証返納割引	1割引
営業的割引				
遠距離割引		普通車	9,000円を超える運賃部分	1割引
		大型車	9,000円を超える運賃部分	1割引
		特大車	15,000円を超える運賃部分	1割引
迎車回送料金		迎車回送距離が2kmを超える場合は発車地点から2kmの地点を距離制運賃の起算点とする。但し2km未満の回送料金は収受しない。		

※上記の運賃料金の表記は一例です。詳細は各タクシー会社にお問い合わせください。